

## 2022年2月定例県議会一般質問

2022年3月2日

日本共産党 大橋沙織県議

日本共産党の大橋沙織です、一般質問を行います。

先月24日、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始し、民間人を含む多数の人々が犠牲になっています。本日、県議会でも決議をあげましたが、ロシアのウクライナ侵略は国連憲章違反であり、核兵器による脅迫は大問題です。効果的な経済制裁とともに、世界の国々と市民社会がともに「侵略やめよ」「国連憲章を守れ」と声を上げ、今こそ憲法9条を生かすことこそ必要と述べ、以下質問いたします。

### 一、放課後児童支援員の処遇改善等について

新型コロナウイルスの子どもへの感染が全国的に拡大するもとの、放課後児童クラブは感染防止に最大限の配慮をしながら日々の運営を迫られる厳しい状況が続いています。2年前、政府による突然の全国一斉休校の際、放課後児童クラブは開所を求められたものの、放課後児童支援員には慰労金が支給されないなど財政的な支援が不十分でしたが、今回、政府が打ち出した看護師や介護士、保育士などケア労働者への処遇改善加算には放課後児童支援員も含まれることとなりました。今回の処遇改善臨時特例事業は、2月または3月分で実際に賃金改善を行うことや、来年度一年間の賃金改善計画書などの書類提出が要件となっていますが、ほとんどの放課後児童クラブには事務職員がいないため、実務的な支援がほしいとの要望が出されています。

放課後児童支援員の処遇改善臨時特例事業を申請している市町村数を尋ねます。

県内では、今回の処遇改善事業の予算措置がされていない自治体もあるなど、制度が十分に知られていない恐れがあります。またコロナ対応にも追われるなか、市町村職員が処遇改善の申請事務に取り掛かれていないのではないかと危惧されます。全市町村で取り組めるように支援が必要です。埼玉県では、民間事業者が申請しない場合に、その理由を市町村が確認することとしています。申請したくてもできない事業所や市町村が取り残されることのないよう、県としても実態把握と支援が必要ではないでしょうか。

厚労省は、やむを得ず先月21日までの申請期限に間に合わなかった場合でも、来年度にまとめて申請することを可能としています。

放課後児童支援員の処遇改善臨時特例事業の活用を市町村に促すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県内の放課後児童クラブの運営形態は、公設公営 38%、公設民営 36%、民設民営 26% となっており、公設公営が最も多くなっています。しかし、その雇用形態は圧倒的に非正規の半日勤務職員であり、正規職員で手当すべき業務に位置付けられていません。1997 年に児童福祉法が改正され、放課後児童クラブは児童福祉法に基づく市町村の事業となり、支援員の資格要件も求められることとなりました。県は資格取得のための講習会を行い、有資格者の状況に応じた処遇改善措置も実施していますが、実際にキャリアアップ処遇改善を活用しているのは、9 市町村にとどまっています。

放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善事業等の活用を市町村に促すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

放課後児童支援員の仕事は、子どもの受け入れ準備や打ち合わせ、お便り作成や保護者・関係機関との連携、研修など多岐にわたりますが、子どもがいる時間だけを勤務時間とする放課後児童クラブも多いのが現状です。

専門家からは、放課後児童クラブの役割である子どものいのちと安全、安心できる「生活の場」を保障していくためには、専門的な知識と技能を身につけた指導員が常時複数配置されること、子どもと安定的・継続的に関わるため、長期的に安定した雇用形態であることが必要だと指摘しています。

放課後児童支援員を終日勤務の常勤職員として雇用できるように市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

各放課後児童クラブの実態をつかみ、求められる支援を行うためには、県にも専任の職員が必要だと考えます。支援員は「私たちは、子どもの命と 6 年間の生活を預かっている」と話しており、県にはもっと放課後児童クラブの実態を見に来てほしい、子どもたちの様子を見に来てほしいとの要望を受けました。

県に、放課後児童クラブの専任職員を配置すべきと思いますが、考えを尋ねます。

## 二、農林業の振興及び後継者育成について

### (1) 新規就農者への支援について

本県には毎年 200 人の新規就農者があり、国の新規就農者支援事業終了から一年経過した段階での定着率は 100%と、とても好評です。新年度から国は、新規就農者支援に向けた事業の内容を一部見直し、施設整備等の支援を新設し、補助対象事業費最大 1000 万円としていますが、国は都道府県が補助した金額の 2 倍を出すとしており、新規就農者を支援する自治体からは「都道府県の財政力によって差が出るようなやり方はやめてほしい」との意見が出されています。また、本人に 4 分の 1 の負担を強いることも問題です。

さらに、経営開始資金との併用の場合は対象事業費上限が 500 万円となってしまいます。県も推進する園芸品目の場合、ハウス建設や必要資材の導入など施設整備に多額の費用が

必要です。他県では以前から施設整備の支援を行っており、本県でも同様に支援すべきではないでしょうか。

経営発展支援事業について、県独自に支援額を増額すべきと思いますが、考えを尋ねます。

現在の農業次世代人材投資事業の経営開始型は、これまで最長5年間支援を受けられましたが、新年度から創設される経営開始資金は最長3年間に短縮となります。

経営開始資金の交付期間を5年間とするよう国に要望すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、経営開始資金の交付期間終了後の2年間は、県が支援すべきと思いますが、考えを尋ねます。

農業をやるため関東からUターンしてきた女性は「地元で安全安心な食べ物を作りたいが、それに合致した研修先があるかどうか分からない」、「国の支援制度も知らなかった」と話しており、制度の周知とともに新規就農者のニーズに応えた研修先の確保が必要です。

新規就農者の研修先となる公的機関や農家を増やし、研修体制を手厚くすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

長野県では、県独自の新規就農者支援制度である「新規就農里親制度」を、2003年から実施しています。この制度に登録した農業者が里親となり、新規就農者に対して農業技術支援だけでなく、地域とのつながりづくりや農地・住宅の確保などを一貫して支援し、独立後も身近な相談役としてサポートしています。

二本松市には、移住定住や新規就農者等の支援にあたる専任担当者があり、私もこの方と懇談の機会がありました。この方は、新規就農者同士のつながりをつくるためのイベント企画などに取り組み、積極的に新規就農者と地元農家をつないだり、住まいの紹介をしたりするなかで、新規就農者から厚い信頼が寄せられています。まさに身近な相談役として活躍しており、こうした相談員を全市町村に配置することが必要と考えます。

市町村に相談員を配置するなど、新規就農者が定着できるよう支援体制を構築すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

## (2) 中山間地域等直接支払制度について

2000年から実施されている本制度は、国が農家を直接支援する貴重な制度です。しかし、この制度に取り組むには農業生産活動等を5年以上行うとする集落協定を締結しなければならないなど、高齢農家が多いなか、条件が厳しすぎるとの声も聞かれます。

そうした実情を踏まえ、国は今期から一定の条件に該当する場合、返還を求める対象農用地を縮小するなど、制度は改善されてきていますが、事務手続きが煩雑と声も多く聞

かれます。

中山間地域等直接支払制度の事務の簡素化を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

中山間地域は、耕作条件が厳しいうえ、担い手不足やイノシシ被害など困難な状況にあり、この制度は中山間地域の方々が農業を続けていくためにますます重要となっていることから、より多くの地域で活用していくべきと考えます。

県は、中山間地域等直接支払制度の活用をどのように促進していくのか尋ねます。

### (3) 田んぼダムの取組について

2019年の台風19号被害調査の中で、住民から田んぼダムの必要性が出され、わが党は県としての実施をたびたび求めてきました。

今年度から国の多面的機能支払交付金で、田んぼダム推進への補助が出るようになりましたが、県内でこの制度を活用したのは喜多方市のみとなっています。その他、郡山市や須賀川市などで取り組まれているとのこと。

水田の貯水機能をいかし防災・減災につなげるため、田んぼダムの取組の促進を図るべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

### (4) 林業の振興について

この4月から林業アカデミーふくしまが開校となります。今回は定員を超える応募があり、県外からの志望者も若干名いたと聞いています。

原発事故被害を受けた本県の林業の復興・振興には特別な課題があり、独自の支援策が強く求められています。県内はもちろん、全国各地から長年にわたって新たな林業の担い手を確保していく必要があります。

林業アカデミーふくしまの長期研修生への生活支援として、寮の整備や家賃支援を検討すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

林業アカデミーの開校もふまえ、川上から川下の連携を強め、県有施設での県産材活用の推進が必要です。震災後、県は仮設住宅や復興公営住宅建設時に積極的に県産材を活用してきましたが、昨年度の県有施設での木材利用実績は5件でした。

伊達市では昨年5月、旧町役場の空きフロアを活用して、自由に読書や学習などができるスペース「やなピア」をオープンしました。テーブルなどに県産材が活用され非常に温かみのある空間で、私が行った時はちょうど多くの学生が利用しにぎわっていました。

昨年10月に改正された「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、現在県も「方針」の見直しを行っています。

県は、県有施設における県産材の活用をどのように取り組んでいくのか尋ねます。

県内の森林組合の方からは、若い人が就職しても、結婚などを機に林業から離れてしまい、慢性的な人手不足や技術継承が十分にできないとの話が出されています。林業を志した若者も仕事を続けられるよう、林業で生活が十分成り立つような支援が必要ではないでしょうか。

県内の林業従事者は、2010年と2015年を比較すると数としては横ばいの状態ですが、年齢構成では65歳以上の割合が増加しています。また新規就業者については、震災前は年間200人以上でしたが、近年は100人以下にとどまり、さらに新規就業者の3年以内の離職率は約5割となっています。定着率向上のためには、農業分野のように新規就業者支援制度が必要ではないでしょうか。

林業の新規就業者への支援制度を創設すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

### 三、生理用品の無償提供について

この取り組みは全国に広がり、県は男女共生センターのトイレで無償提供を実施しており、福島大学では昨年11月から「だれでもトイレ」も含めた16ヶ所のトイレで生理用品を無料提供しています。導入を呼び掛けた教授は生理用品について「貧困かどうかに関わらず、必要な場でトイレットペーパーと同じようなかたちで無償提供すべきと考えた」と言います。

養護教諭に相談できる体制そのものは大切であり継続すべきですが、思春期の子どもたちにとって「生理」そのものが言い出しにくいことだという配慮も必要です。特に小中学生の頃は周期が不安定でもあり、急に必要になったときにもトイレに生理用品があれば安心だとの声があります。

東京都では昨年9月からすべての都立学校で、12月には宮崎県ですべての県立学校で、生理用品の無償配布を始めています。

公立学校のトイレに生理用品を配備すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

### 四、痴漢被害について

内閣府は、2022年度までの3年間を集中強化期間としています。東京都では、犯罪被害者等支援計画で痴漢被害について記述し、「男女平等参画推進計画・中間まとめ」の議論のなかでも痴漢対策が提起されています。女性を標的にした殺人・フェミサイドへの対策を求めた大学生らは「フェミサイドは痴漢など日常の暴力の延長にある」と指摘しています。

県内でも「電車の中で他に乗客がいない中、自分の隣に座られて助けも呼べず怖かった」という学生や、社会人の方からも「学生時代に痴漢被害に遭い、それ以降仕事中でも自分の背後で誰かが立っていると怖くなる」との話を伺い、決して都会だけの話ではないと認識を改めました。また、「どこに相談すればいいかわからない」との声も寄せられましたが、

多くは被害に遭ったことを他の人に言えないまま、泣き寝入りせざるを得ない状況があります。

性暴力等被害救援協力機関として SACRA ふくしまがありますが、痴漢被害の相談窓口としての認知度は決して高くないように感じます。

痴漢被害を含む性暴力の相談窓口である SACRA ふくしまの広報を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

#### 五、子どもの貧困対策について

昨年度、内閣府が初めて子どもの生活状況調査を行いました。この調査では暮らしの状況について「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合は、「ふたり親世帯」では 21.5%であるのに対し、「ひとり親世帯」全体では 51.8%、「母子世帯」に限ると 53.3%と、ひとり親世帯の半数以上が、暮らしが厳しいと回答しています。さらに、食料が買えなかった経験は、「ふたり親世帯」では 8.5%、それに対し「ひとり親世帯」全体では 30.3%、「母子世帯」は 32.1%と、ふたり親世帯の 4 倍近い結果となっています。

ひとり親家庭の親は医療費減免の対象ですが、一時立て替えが必要です。県内のある母子家庭の母親は仕事の掛け持ちで忙しいうえ、医療費も捻出できず、持病が悪化し亡くなった事例も出ています。親も、現物給付にすべきです。

県においても子どもの生活状況調査を実施し、必要な支援を行うべきと思いますが、考えを尋ねます。

#### 六、LGBTQ などを含む多様な性について

昨年 12 月に策定された「ふくしま男女共同参画プラン」には、新たに多様性社会に関する様々な調査・研究を行い、課題解決を図ると記載されました。LGBTQ など多様な性の理解促進や尊重などの項目を盛り込む自治体が増えていきます。

県の意識調査では「性的マイノリティにとって生活しづらい社会だと思う」と回答した県民は、73%を占めています。また、性的マイノリティが生活しやすくなるために必要な対策として「気持ちや情報を共有できる居場所づくり」が 49.7%と最も多くなっています。

当事者も生活しやすい社会にするには、多くの県民が性の多様性について理解を深めることが必要ではないでしょうか。

県は、多様な性について、県民の理解促進にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

以上で質問を終わります。

## 【答弁】

### 内堀雅雄知事答弁

(二、農林業の振興及び後継者育成について)

大橋議員の御質問にお答えいたします。新規就農者の定着に向けた支援体制についてであります。新規就農者や地域を先導する農業者の方々との懇談等を通じて、定着に向けては、行政や先輩農業者の手厚いサポートなど、地域ぐるみで支える仕組みが重要であると認識しております。このため、市町村と連携した相談対応や農地、研修先、住居などを含めた地域の受入体制の整備を支援してきたところであります。

新年度からは、県内7方部に就農コーディネーターを配置し、市町村、農業委員会、JA等が連携して対応する受入体制の充実や指導農業士等の先輩農業者が世話役となる仕組みづくりを推進してまいります。

さらに、新規就農者等担い手の確保・育成に向け、今月、県やJA、指導農業士会など関係8団体で連携協定を締結し、取組の一層の強化を図るなど、新規就農者の定着をしっかりと支援してまいります。

### 一、放課後児童支援員の処遇改善等について

#### こども未来局長

放課後児童支援員の処遇改善臨時特例事業を申請している市町村数につきましては、放課後児童クラブを設置している49市町村のうち、16市町村となっております。

次に、放課後児童支援員の処遇改善臨時特例事業の市町村の活用につきましては、引き続き、市町村からの相談に対応し必要な情報提供を行うなど、本事業の周知を図ってまいります。

次に、放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善事業等につきましては、職員の経験年数や研修実績等に応じた賃金加算や、午後6時30分を超えて開所した場合の賃金を補助しており、引き続き、市町村に対し、更なる活用を促してまいります。

次に、放課後児童支援員の雇用につきましては、市町村に対し、常勤職員としての人件費を含め放課後児童クラブの運営に必要な経費を補助しております。

次に、放課後児童クラブの専任職員につきましては、子育て支援課に担当職員を配置しております。

### 二、農林業の振興及び後継者育成について

#### 農林水産部長

経営発展支援事業につきましては、現時点で国から示されている事業イメージでは、県

の補助率を4分の1とした場合に、国の補助率が上限の2分の1となり、経営開始資金と併用することにより、現行制度を上回る支援額となることから、県では4分の1を支援する考えであります。

次に、経営開始資金につきましては、経営が不安定な就農直後を支援する制度であり、意欲ある新規就農者を支えられるよう、引き続き十分な予算の確保を国に要望してまいります。

次に、経営開始資金の交付期間終了後の県の支援につきましては、新規就農者が自ら策定した青年等就農計画に基づき、早期に安定した農業経営を実現できるよう、技術の向上等を支援するとともに、担い手育成に関係する補助事業や資金等の活用を促してまいります。

次に、新規就農者の研修先につきましては、農業短期大学校や果樹研究所等の公的機関に加え、先進的な農業経営を実践している農業者等を認定してきたところであります。引き続き、市町村等と連携しながら、新規就農者の研修先の更なる拡大に取り組んでまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度の事務の簡素化につきましては、集落協定の広域化や会計処理の外部委託等の推進により、事務負担の軽減を図るとともに、関係知事会議を通して国に要望しております。今後とも、市町村や集落の意見を聞きながら、必要に応じて要望してまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度の活用につきましては、これまでも、市町村説明会などで制度を周知することにより、拡大を図ってきたところであります。今後とも、集落の合意形成に向けた課題への相談にきめ細かに応じるなど、制度の活用促進に努めてまいります。

次に、田んぼダムの取組の促進につきましては、多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみの活動を支援しております。今後は、地域の合意形成に向けた話し合いやけい畔の補強等ができる国の補助事業の活用などを促しながら、田んぼダムの取組を促進してまいります。

次に、林業アカデミーふくしまの長期研修生への支援につきましては、負担を軽減するため、チェーンソーなどの機材の無償貸与や、資格の取得に必要な経費を県が負担するなど、各種支援を行ってまいります。

次に、県有施設における県産材の活用につきましては、ふくしま県産材利用推進方針を



今年度内に見直し、庁内の連携体制を強化して県有施設の計画段階から木材利用の検討を行うなど、更なる県産材の利用推進に努めてまいります。

次に、林業の新規就業者への支援につきましては、林業事業者による雇用条件の改善に向けた計画づくりへの支援に加え、新たに、作業の安全確保に必要な防護服等の支給や、現場作業の負担軽減のためのドローンの導入など、就労環境の改善に取り組む事業者を支援し、新規就業者の定着に努めてまいります。

### 三、生理用品の無償提供について

#### 教育長

公立学校のトイレに生理用品を配備することにつきましては、多くの県立学校では、養護教諭が児童生徒の不安や悩みの相談に乗りながら、無償で配布しているところです。また、小中学校におきましては、設置者である市町村が適切に判断しているものと考えております。今後とも、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、きめ細かに取り組んでまいります。

### 四、痴漢被害について

#### 生活環境部長

SACRA ふくしまの広報につきましては、痴漢被害を含めた性暴力等の被害を一人で抱え込まず、安心して相談できるようパンフレットや専用電話番号などを記載したカードを学校等に配布し、周知しているところです。新年度は、新たに支援内容を紹介するリーフレットを作成するほか、SNS 等様々な媒体を活用し、一層の周知が図られるよう広報の強化に取り組んでまいります。

### 五、子どもの貧困対策について

#### こども未来局長

次に、子どもの生活状況調査につきましては、国が子どもの貧困対策を進めるための基礎資料として、全国の中学2年生とその保護者を対象に抽出調査したものであります。県といたしましては、国の調査結果を踏まえながら、支援を必要とするひとり親家庭等の子どもや保護者に対して、市町村と連携し、各種支援策の周知を図るとともに、支援が行き届くよう取り組んでまいります。

### 六、LGBTQ などを含む多様な性について

#### 生活環境部長

次に、多様な性につきましては、これまで、県民向け講演会の開催や学校との連携授業の実施、団体等が行う研修等への講師の派遣などにより、県民の理解促進に取り組んでま

いました。今後も、これらの取組の充実を図りながら、昨年改定したふくしま男女共同参画プランに掲げる、性的指向や性自認にかかわらず、等しく尊重され受容される社会を目指し、県民の一層の意識啓発に取り組んでまいります。

## 【再質問】

### 大橋沙織県議

知事に新規就農者の定着に向けた支援体制の構築について伺います。

今のご答弁で、農林事務所に就農コーディネーターを配置するというお話がありましたが、これは農業技術支援の意味合いが強いと思います。住まいの確保などで市町村で受け入れられるようにやっているというお話ありましたが、おそらく事業を使っているのは7市町村にとどまっているんじゃないかと思います。私は、住まいの確保だとか地域とのつながりづくり、新規就農者同士の交流の機会ですとか、新規就農者が安心してここで頑張っていこうと思えるようにまるごとサポートする体制が必要だと思っています。二本松の事例を今回も紹介いたしました。この専任担当者と新規就農者が一緒にごはんを食べて和気あいあいと話している姿を見て、こんなにも信頼関係が築かれているのかと私もすごく驚きました。

是非知事にも伺っていただきたいと思いますが、新規就農者にとって人生相談もできるようなそういう親身なサポートが必要ですし、そういう相談が出来る人が一人いると思うだけで、新規就農者の方がどれだけ安心かと思うんですね。

農林事務所にコーディネーターを配置するということですが、でしたらこういう生活面のサポートも役割として担ってほしいですし、もっと言えば市町村にこうした担当者をおけるように県が支援すべきじゃないかと考えています。

そこで新規就農者の定着に向けた支援体制の構築について再度知事に伺います。

こども未来局長に放課後児童支援員の処遇改善臨時特例事業の活用をどう進めるかについて再質問いたします。

今、ご答弁では情報提供ということでしたが、現場はそれで実際今困っているわけです。そもそも学童の根本には運営費が足りないから、支援員の処遇改善ができない実態があるわけで、そういう中での今回の特例事業は事業所にとっても貴重な制度なので活用を進めてほしいんです。現場は、今回の申請について、申請書式が複雑で分かりにくくて、支援員が個別に市町村の担当者に聞いて、さらにもう一回資料を見返してやっと理解できる状況だと聞きました。事務職員がいないクラブですとか、申請事務に慣れていないところでは申請したくてもできない状況があると想像できるのではないのでしょうか。支援員は、「オンラインでもいいから記入方法などの説明をしてほしい」と話しています。

2年前の一斉休校の際には当時の局長が直接放課後児童クラブに行ったと聞きました。今回も市町村の状況を丁寧につかむ必要があると思います。

市町村や事業所がどこでつまづいているのか、どうしたら申請できるのか、そういう立場で市町村を支援することが必要じゃないでしょうか。

市町村での特例事業の取組促進について再度うかがいます。あわせて、だからこそ県に学童を担当する専任の職員が必要だと思えます。この点についても再度うかがいます。

## 【再答弁】

### 内堀雅雄知事答弁

大橋議員の再質問にお答えいたします。

新年度から県内7方部に就農コーディネーター配置をし、受け入れ態勢の充実や、指導農業者等の先輩農業者が世話役・相談相手となる仕組みづくりを進めてまいります。合わせて新規就農者の定着に向けた生活面への支援につきましては、農地、研修先、住居などを含めた地域ぐるみでの受け入れ体制が重要であります。このため関係機関、団体等と連携をして、地域の受け入れ態勢の一層の充実を促進してまいります。

### こども未来局長

処遇改善臨時特例事業の関係でございますが、これにつきましては提出に間に合わなかった場合でも国は条件を満たせば可能な範囲で柔軟な対応を行うとしております。県と致しましては引き続き本事業の周知をはかり、さらに運用を促してまいりたいと思えます。その際には事務手続きも含めて丁寧に周知をしてまいりたいと考えております。

放課後児童クラブの専任職員の配置についてでございますが、こちらにつきましては、保育所等関連するほかの事業も含めて合わせて担当しておりまして、担当職員がしっかり対応しております。引き続き現体制において対応してまいりたいと考えております。

## 【再々質問】

### 大橋沙織県議

農林水産部長に2点伺います。

1つ目は林業アカデミー研修生向けの寮整備についてです。

先程生活支援についての直接的な答弁はなかったと思えます。寮の建設も考えていないということですが、研修生は研修の中でインターンシップに行ったり、実習をしたり体力勝負です。林業は危険と隣り合わせです。研修生が学業に集中できる環境を整備する必要がありますと思えます。寮整備や家賃支援について、検討すべきと思えますが再度うかがいます。

もう1点は林業版の新規就業者の支援制度の創設についてです。

これも直接的な支援が必要だと思うんですが、他の県の事例ですが、北海道の浜中町では、若い人が就職とか進学で地元を離れて行ってしまいう中で、漁業が盛んなところですが、担い手不足が深刻でした。そういう中で、町として月5万円を最大3年間支給する制度を

作ったら高校生もこれいいねってなって県外に出ていった若者も戻ってきて、家業を継ぐ若者も増えているという話を聞きました。県内でも農業については桑折町で親元就農も対象とした独自支援事業をつくって活用が始まっています。こうやって県内でも全国でも担い手確保のために独自支援を行っています。本県は原発事故という特有の大きな課題を抱えてるわけですから、独自支援がより求められていると思います。林業の新規就業者支援制度の創設について再度伺います。

こども未来局長に、子どもの貧困対策についてです。情報提供などされてると言いますが、支援がちゃんとゆきとどいて使われることが必要だと思います。

ひとり親世帯への支援メニューはいろいろあっても、それが使えない、先程紹介したように使えなくて救われない命が実際に県内で出ています。必要な支援を届かせて、実際に使ってもらうためにはどうしたらいいか。そのためには実態をつかむことだと思います。コロナ禍でますます暮らしが厳しくなっていることは予想されますし、県の支援強化が必要だと思います。子どもの生活状況調査と必要な支援について、再度うかがいます。

生活環境部長に SACRA ふくしまについてです。新たにリーフで周知したり、SNS で周知するというので、ぜひ積極的にすすめて頂きたいと思います。

今の時点でも県庁やスーパーの女性トイレの中には SACRA ふくしまのステッカーが貼ってあって、存在の認知度は一定あると思います。そういう中に、性暴力被害ってこういうものですよってということも具体的に書かれています、そこに痴漢被害についても書き加えるというやり方もあると思います。

県のHP を見ますと、SACRA ふくしまを紹介するところで、「警察にはちょっと相談しにくいという場合は SACRA ふくしまにご相談ください。」と丁寧に書いてあるわけですので、被害者の立場に寄り添って広報を強化して頂きたいと思います。

SACRA ふくしまの広報強化について再度伺います。

## 【再々答弁】

### 生活環境部長

痴漢被害につきましては、痴漢被害を含めました性暴力等の被害について、まずは SACRA ふくしまが身近で安心して相談できる窓口であることのさらなる周知を図る事が大切であると考えています。このため、SACRA ふくしまで支援している内容を具体的に紹介するリーフレットを作成するほか、先程もご答弁しましたが、SNS 等さまざまな媒体を活用し、情報発信するなど、学校や関係機関ともしっかりと連携しながら広報の強化に取り組むと共に、相談に対しましては、被害者に寄り添い、きめ細かに支援してまいります。

### **農林水産部長**

林業アカデミーふくしまの長期研修生への支援につきましては、負担を軽減するためチェーンソーなどの機材の無償貸与や、資格の取得に必要な経費の他、実習に伴う旅費、また宿泊実習における宿泊費の負担などの支援を行ってまいります。

次に林業の新規就業者への支援につきましては、定着促進のため作業の安全確保に必要な防護服等の支給や現場作業の負担軽減のためのドローンの導入などに取り組む事業者を支援し、就業環境の整備・改善に取り組んでまいります。

### **こども未来局長**

再質問にお答えいたします。子どもの生活状況調査につきましては、この調査は国が子どもの貧困対策を進めるための基礎資料を得るために行われたものでございまして、県といたしましては、国の調査結果をふまえながら援助を必要とする家庭が、各種支援制度を活用できるよう制度の周知や相談対応に取り組んでまいります。

以上